

## 品川区木造住宅耐震診断助成条例について

### 1、 目的

地震は自然災害であるが、地震による災害の多くは人災であり、人間の英知と技術と努力による予防対策を行うことで、災害を最小限に食い止めることができるとの考え方の下、木造住宅の耐震診断の自己負担を原則無料とすることで木造住宅の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりに寄与する。

### 2、 助成対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築され、建築基準法に適合する区内にある個人が所有する木造の一戸建て住宅、長屋または共同住宅。

### 3、 助成対象者

助成対象建築物の所有者。ただし、共有建築物と区分所有建築物の場合はその代表者。

### 4、 助成内容

- ①協定機関(区長と品川区木造住宅耐震診断支援事業に関する協定を締結した東京都建築士事務所協会品川支部)からの耐震診断専門家の派遣、耐震診断費用の全額助成。
- ②東京都木造住宅耐震診断登録制度に登録した事務所と直接契約した場合は、協定機関と区が締結した協定額に相当する額を限度として助成。

<協定額>

- ・一戸建て住宅・長屋：12万円
- ・共同住宅：24万円

### 5、 申請

耐震診断を受けようとするものは、事前に区長に申請する。  
耐震診断の完了後、助成金の交付を請求する。

参考：23区では7区が一般耐震診断を無料で実施。